

【資料 1】

調布市総合計画策定産学官連携会議設置要綱

令和3年7月30日要綱第82号

第1 設置

令和5年度を初年度とする新たな調布市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に向け、市を取り巻く環境の変化や多様化・複雑化する社会的な課題を的確に捉え、市内に事業所等を有する企業・大学等が有する知見やノウハウ等を生かしながら、市における課題解決に向けた検討を行うため、調布市総合計画策定産学官連携会議（以下「会議」という。）を置く。

第2 所掌事務

会議は、総合計画の策定に係る次の各号に掲げる事項について検討、協議を行う。

- (1)市における課題の解決に関すること。
- (2)市における産学官連携に関すること。
- (3)前各号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関すること。

第3 構成

会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1)行政経営部長
- (2)市内に事業所等を有する企業・大学等に属する者のうち、市長が依頼する者

第4 会長及び副会長

会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長がやむを得ない理由で欠けるときは、その職務を代理する。

第5 招集等

会議は、会長が招集する。

2 会議は、非公開とする。

3 会長は、会議の終了後、速やかに会議録を作成するものとする。

4 前項の会議録は公開とする。ただし、調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）第7条各号のいずれかに該当する場合は、その該当する箇所に限り、非公開とすることができる。

第6 意見の聴取

会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第7 庶務

会議の庶務は、行政経営部企画経営課において処理する。

第8 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。